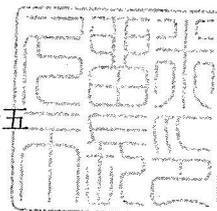


良山中学校段差解消機設置業務委託について、下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の6第1項及び久留米市契約事務規則（昭和50年久留米市規則第9号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年 9月5日

久留米市長 原口 新五



### 1. 入札参加資格

この入札に参加する者は、開札時点で、次に掲げる要件をすべて満たし、かつ、当該業務に係る久留米市長より競争参加資格があることが確認された旨の競争入札参加資格確認結果通知書を受けていることとする。

- (1) 令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 久留米市指名停止等措置要綱（平成6年久留米市庁達第6号）第3条第1項、第4条及び第5条に定める措置要件に該当しないこと。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の暴力団をいう。）又は暴力団員等（暴対法第2条第6号の暴力団員及び暴力団の構成員とみなされる者をいう。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (4) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 国税（法人にあたっては法人税をいい、個人にあたっては所得税をいう）、道府県税及び都税（事業税をいう）、市町村税並びに賦課金等を滞納した実績がないこと。
- (7) 日本国内に建設業法に基づく本社・本店があり、建設業法第3条第1項の規定に基づく機械器具設置工事業における建設業の許可があること。
- (8) 元請業者として、過去5年以内に本業務で設置する機器と同等の車いす用段差解消機の官公庁への設置実績が複数あること。